

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号から第 9 号までの規定について

第 2 号 「不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」

- ・ 排他的権利の使用、他の者が有し得ない専門的知識及び技術等を必要とし、特定の 1 者しか履行できない場合
- ・ 法律、条例等で契約の相手方が特定されている場合
など

第 3 号

- ・ 「障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約及び障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約」
- ・ 「シルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センターから管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約」
- ・ 「母子・父子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき」

第 4 号 「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、管理規程で定める手続により、買い入れる契約をするとき。」

第 5 号 「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」

- ・ 天災地変等により市民生活への影響が憂慮される場合
- ・ 継続的な履行又は常時稼働状態にあることが必要で、業務等に著しい支障が生じるものなど、競争入札の手続きを取ると時期を失し、あるいは全く契約の目的を実行することができなくなり、はなはだしく不利益を被る場合

第 6 号 「競争入札に付することが不利と認められるとき。」

- ・ 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で契約者以外の者に履行させることが、経費、履行期間、安全性及び技術力等において明らかに不利である場合 など

第 7 号 「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」

- ・ 既存契約に引き続く契約において、初期投資に係る経費、既存の環境等を活用することで、他者と契約する場合に比べ、著しく有利な価格で契約を締結できる場合 など

第 8 号 「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。」

第 9 号 「落札者が契約を締結しないとき。」